

社外労働者に対する安全配慮義務 - 大石塗装・鹿島建設事件 -

<事実の概要>

(1) 亡Aは、被災当時、Y1（被告・被控訴人・被上告人）に塗装工として雇用されていた。Y1は、訴外B（発注者）から転炉工場建設工事を請け負うY2（被告・被控訴人・被上告人）の下請業者であった。昭和43年1月、亡Aは、当該転炉工場の鉄骨塗装工事現場で塗装作業中に墜落し、即死した（以下、本件災害という）。工事現場には、鉄骨からチェーンで吊り下げ、直角に組まれた鉄製パイプの上に足場板が置かれ、その上に養生網と呼ばれる金網が敷かれていたほか、各人に命綱の装着使用が促されていたことから、塗装工の墜落は二重に防止される仕組みとなっていたが、亡Aが命綱を外し、かつ、養生網の継ぎ目部分に流口部が存したことが、本件災害の直接的な原因となった。そこで、亡Aの両親（X1、X2 [原告、控訴人、上告人]）及び兄弟姉妹（X3～7 [原告、控訴人]）が、Y1、Y2を相手方として、労働契約に基づく安全保証義務違反及び不法行為を根拠に損害賠償を請求した。本件の主な争点は、Yらの帰責事由ないし過失の有無、直接的な契約関係のないY2が安全保証義務を負担するか、の2点であった。

(2) 1審（福岡地判昭和49・3・14判時749号109頁他）は、につき、事実上、注文者から、作業について、場所設備、機材等の提供、指揮監督を受ける以上、「注文者において請負人の被用者たる労働者に対し、被用者たる第三者のためにする契約或は請負人の雇傭契約上の安全保証義務の重疊的引受として、直接、その提供する設備等についての安全保証義務を負担する趣旨の約定を包含する」とし、Y1には雇傭契約の内容として、Y2にはY1との下請契約の内容として、亡Aに対し、(a)命綱の慎重な使用について安全教育を施すべき義務、(b)破れや開口部その他の瑕疵がない完全な養生網を設置すべき義務があったとしたが、Yらはこれらの義務を履行しており、本件災害は専ら禁止行為を無視し、おそらくは塗料の上げ下げのため自ら開披して生じた養生網の流口部から墜落した亡Aの過失に起因し、Yらにはなんら帰責事由はない、と結論づけた。

(3) 対する原審（福岡高判昭和51・7・14民集34巻7号906頁）は、につき、確たる法律構成は示さずに、(イ)Y1Y2間の下請契約を媒体として、(ロ)場所、設備、器具類の提供、(ハ)直接的な指揮監督、(ニ)Y1が組織的、外形的にY2の一部門の如き密接な関係にあること、(ホ)Y1の労働者の安全確保にとってY2の協力が不可欠であること、等の事情から、「実質上請負人の被用者たる労働者と注文者との間に、使用者、被使用者の関係と同視できるような経済的、社会的関係が認められる場合には注文者は請負人の被用者たる労働者に対しても請負人の雇傭契約上の安全保証義務と同一内容の義務を負担する」との一般論を述べたうえ、1審同様、本件ではYらに(a)(b)の具体的安全保証義務があるとする一方で、補助事実や間接事実の評価から、災害原因事実に関する1審の推定を(その可能性を残しつつ)否定し、本件災害は監視の強化により防止し得たとして義務違反を認め、亡Aの不注意にかかる5割の過失相殺分、労災保険金既払分を差し引いた逸失利益の相続分につき、X1、X2への支払を命じた。

<判旨> 一部破棄自判

(i)「亡Aには本件損害の発生につき少なくとも5割の割合をもって過失があると認

められる旨の原審の判断は、正当として是認することができないものではなく、原判決に所論の違法はない」。

(ii)「原審が認容した請求は不法行為に基づく損害賠償請求ではなくこれと択一的に提起されたYらが亡Aに対して負担すべき同人とY1との間の雇傭契約上の安全保証義務違背を理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求であることが原判決の判文に照らして明らかであるから、所論中前者の請求であることを前提として原判決の判断を非難する部分は理由がない」。

<解説>

以下では、判決が元請会社（本件でいう注文者。以下、「元請」という）の社外労働者（以下、「社外労」という）に対する安全保証債務について述べた点に絞って論じる。

1 判決の法律構成 本件では、全ての審級でY2の亡Aに対する安全配慮義務（安全保証義務、安全保護義務等も同趣旨。以下、「安配義務」という）が認められているが、1審は、下級審では既に認められていた雇傭契約上の安配義務を、元請と下請会社（以下、「下請」という）労働者の関係（以下、「元請関係」という）で初めて認め、その法律構成として、第三者のためにする契約（民537）または重疊的債務引受による旨を述べている。いずれも、元請 - 下請間の下請契約の存在及び趣旨、該契約関係の実体、元請関係の実体から、安全配慮にかかる元請 - 下請間の合意を擬制し、それに基づきなした構成といえ、元請 - 社外労間に契約関係を認めただけではない。他方原審は、陸上自衛隊八戸車両整備工場事件最判（本書【54】事件。以下、「陸自最判」という）による、安配義務は「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間」に認められる、との宣言を経て、確たる法律構成は示さず、<事実の概要>所掲のように判示した。上告審は、原審のいう安全保証義務が債権債務法に位置づけられることを確認したうえで、その要件事実論を支持している。

うち1審が採用した重疊的債務引受論は、ほんらい引受人による（特に金銭にかかる）債務保証の性質を有する以上、債権者との指揮命令関係等を根拠とし、事案ごとに具体的内容も異なる安全保証債務の擬制（客観的意思解釈）への適用にはやや無理があり、同様の性質を持ち、かつ受益者による受益の意思表示（民537条2項）まで擬制しなければならない第三者のためにする契約論（契約の第三者保護効論）ではなおさらといえる。また、自身示唆するように、1審の法律構成では、元請 - 社外労間の合意により元請の安配義務を排除できることになるが、信義則に基づく規範的要請の観点からも適当でなく、現に以後採用した判例は見あたらない。

2 特別な社会的接触関係の外延 安配義務は、その合目的的性格から、実質的に第2の労災補償的機能に加え、限定的ながら同予防法的機能を持つに至った法概念だが、司法は事案によっては労働保護法令（本件との関係では、安衛法29条、29条の2、30条、30条の2、15条、15条の2～3などを参照のこと。また労働者派遣法<昭和60年法律88号>45条以下が、派遣元より派遣先に多くの安全衛生措置義務規定を置いていることも参照されたい）や解釈例規などの信託すべき規準を参照しつつ、合理的な調整感覚（衡平観）により、学説は主に契約・不法行為責任法理または信義則法理の整理・形成・適用により、外延の画定を図ってきた。雇傭契約関係外への適用についても、判例は陸自最判等の示した安配義務の規範的根拠、とりわけ「特別な社会的接触関係（以下、「特別関係」という）」という不確定（法）概念の積極

解釈により合目的的化の進行を図ってきたが、その外延に関する学説の「具体的」論及は少なく、それもおおむね判例法理を基礎としている（学説については、松本克美「強制連行・強制労働と安全配慮義務（二）・完」立命館法学273号59頁以下、同「安全配慮義務概念の拡張可能性」学会誌労働法104号119頁等）。そこで以下、判例の系譜を辿る。

（１）陸自最判から三菱難聴事件最判まで 陸自最判の特別関係にかかる判示は、直接的には安配義務の適用が公勤務関係にも及ぶことを意図したものだが（本件原審が特別関係論に直接言及しなかった理由の一つとも解される）、不法行為法上の注意義務とも密接な保護義務（Schutzpflicht）との関係を強調する民法学説にも触発され、雇傭契約関係外への適用がほぼ定着した。但し、名古屋地判昭和57・12・20（判時1077号105頁）まで、特別関係論を明示したものは見あたらず、安配義務適用の前提として、（a）支配管理施設における就労（場所の提供）、（b）「直接の」指揮監督、から推定される「使用従属の関係にある労働関係」（元請関係に関する東京地判昭和50・8・26判時809号64頁）、（a）や（c）自己の管理する機械設備（作業手段）の利用、などによる（d）企業秩序への組み入れ、から推定される実質的な使用従属関係（発注者 - 請負人関係に関する東京地判昭和56・2・10判タ449号147頁）などを指摘しており、現行労働契約法上の使用者性とほぼ同じ要件を設定していたといえる（指揮監督関係も雇傭関係も存しないことを理由に消極に解した大阪地判昭和56・10・16判時1050号99頁からも裏付けられる）。

しかし、前掲名古屋地判以後の判例は、（a）（c）の他、（e）仕事の内容、（f）契約当事者間の社会的・経済的関係の優劣、などから推定される「雇傭と類似の関係」（発注者 - 電気工事業一人親方関係に関する前掲名古屋地判）、「事実上の拘束力」を持つ指示に対応して労務を提供する関係（草刈作業を実質的に指示した団地管理組合 - 組合員<住民>関係に関する横浜地判昭和58・2・3判時1081号107頁<但し特別関係論には言及せず>）、（g）相当期間継続するほぼ専属的な（請負）契約関係（大阪地判昭和60・5・24判時1161号149頁）、（g）、（h）「事実上の」指揮監督（（b））、傭船の一体的従属化等から推定される、「指揮命令権を行使」し「実質的に労務の供給を受ける関係」（自身は船員を有しない海運業者<傭船者> - 船主の被用者<船長>間の関係に関する最判平成2・11・8判タ745号109頁<但し特別関係論に言及せず、安配義務を不法行為構成>）など、おおむね特別関係論に言及しつつ、安配義務の適用範囲を徐々に拡大していった。

（２）三菱難聴事件最判以後 元請関係に関する三菱難聴事件最判平成3・4・11（判時1391号3頁）が、特別関係論の射程を、（c）（h）、（i）元請直用労働者と同様の作業内容（（e））、などが認められる場合に拡張した原審を支持したことが転機となり（なお、原審は孫請労働者への適用可能性も明言している）、同判決を引用しつつ、「必ずしも直接の契約関係（例えば雇傭契約）を必要としない」と宣言する例（元請関係に関する千葉地判平成5・8・9判タ826号125頁。次の福岡高判もほぼ同旨）も現れた。その他、（a）（c）、（j）作業計画・方法の決定（（b））のほか、（k）発注者に下請労働者の保安義務を課す法令の存在（福岡高判平成13・7・19判時1785号89号）、（g）（c）、（l）材料の提供、（m）作業時間の指定、（n）自身による安全管理、（o）報酬の定期払い、などを前提とする例（発注者 - 木工事一人親方関係に関する浦和地判平成8・3・22判タ914号162頁）もあるが、お

おむね(1)時代より緩やかな実態重視、総合判断傾向を強め、中には(a)を前提に売買契約に基づく特別関係を認めた例もある(東京地判平成8・2・13判タ916号166頁)。

しかし、元請関係に関する福岡高判平成12・7・28(判タ1108号215頁)は、元請関係への特別関係論適用の要件が「実質的使用従属関係」となるとしたうえ、その判断基準として、()元請の指揮監督が社内の業務上の指示命令と同程度の拘束力や強制力をもつことが具体的に明らかにされること、()但し指揮監督方法は間接的でも良いこと、を挙げ、その根拠として、かかる関係が認められる場合、物的環境や作業内容から発生する災害リスクの予見・回避可能性が生じることを述べた。

なお、三菱難聴最判は、戦時体制下の強制連行・労働にかかる一連の労災民事訴訟(特に国を相手方に含む訴訟)等を誘ったが、一部を除く判例は、当時の特殊事情を加味したせい、従前の判例法理を外れる判断をなしており、その射程はその限りで制限されよう。

3 私見 特別関係論は、「安全の要請」を基底に置く安配義務の規範的構造論の延長線上にある。よって、実質的な判断基準は、個々の実態に照らした加害者によるリスクの予見・管理可能性、公的災害補償金額も含めた加害者との関係での被災者側救済の必要性にあり、(a)~(o)は、濃淡の差こそあれ、それらの判断要素に過ぎないともいえる。要するに、安配義務の主体は、一義的には被保護者の安全を左右し得る者に他ならず、信義則上かような者に安全保証債務の引受意思を推認ないし擬制するのが最判の趣旨と解される。主旨としては危険・報償責任説(後藤勇「注文者・元請負人の不法行為責任(下)」判タ391号15頁)に近いが、重点や法律構成の違いから、命名すれば安全管理能力説といえようか。

参考文献 本文中に掲げたもののほか、星野雅紀「安全配慮義務とその適用範囲について」下森定編『安全配慮義務法理の形成と展開』[1988]33頁、高橋眞『安全配慮義務の研究』[1992]、水島郁子・本百選<第7版>144頁など。